



オンライン資格確認について

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/10/22時点)

1. 保険医療機関・薬局全体

準備完了施設数

運用開始施設数

209,555施設(91.3%) , 203,144施設(88.5%)

(参考) 全施設数 229,428施設

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は211,296施設(92.1%)

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	98.4%	97.1%	8,163
医科診療所	90.8%	87.4%	89,679
歯科診療所	87.0%	83.3%	69,863
薬局	96.0%	95.0%	61,723

2. 義務化対象施設 (令和4年度末時点施設)

準備完了施設数

運用開始施設数

204,228施設(97.5%) , 198,386施設(94.8%)

(参考) 義務化対象施設数 209,362施設

(注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は206,882施設(98.8%)

(注3) 義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに

導入又は経過措置の届出が求められた医療機関・薬局(支払基金へのレセプト請求ベース)を対象として算出。

義務化対象施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	99.0%	97.7%	8,073
医科診療所	97.5%	94.0%	81,622
歯科診療所	95.9%	92.1%	61,197
薬局	99.2%	98.3%	58,470

【参考：健康保険証の利用の登録】

71,496,733件 カード交付枚数に対する割合 **74.0%**

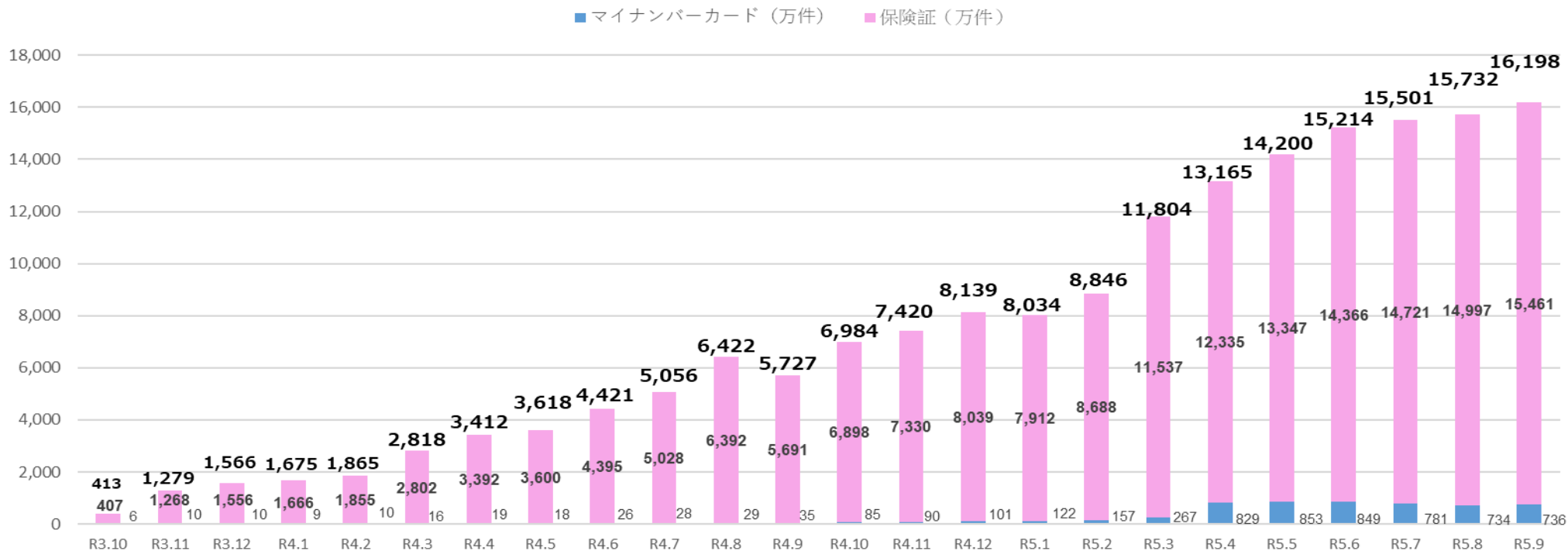
【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請枚数： 約9,845万枚 (人口比：78.5%)
交付実施済数： 約9,657万枚 (人口比：77.0%)

オンライン資格確認の利用状況①

○ 本格運用開始から令和5年9月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約18.0億件行われた。そのうちマイナンバーカードによるもの：約5,800万件、保険証によるもの：約17,4億件であり、合計約18,0億件。（一括照会によるもの：約2.3億件）

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数



【9月分の内訳】

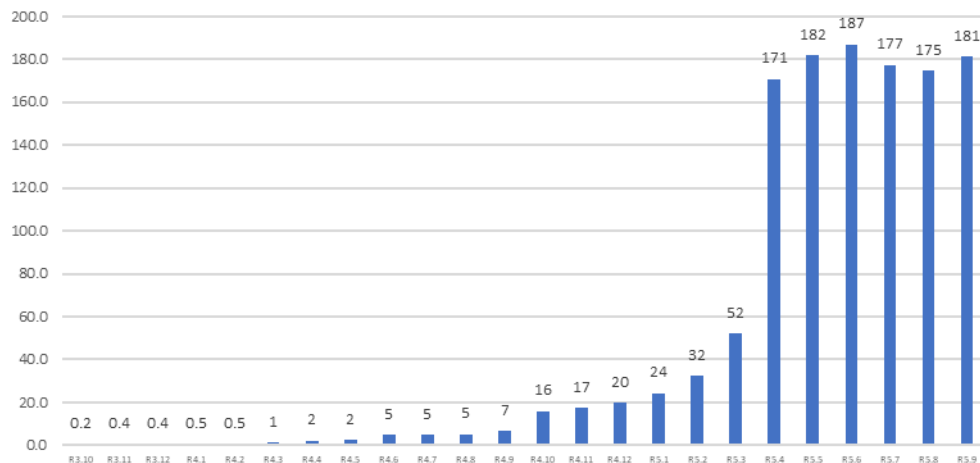
	合計 (件)	マイナンバーカード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
病院	8,807,769	1,004,395	7,803,374	13,214,672
医科診療所	68,557,235	3,721,248	64,835,987	1,502,294
歯科診療所	11,117,841	1,154,872	9,962,969	4,678,407
薬局	73,493,418	1,482,979	72,010,439	47,515
総計	161,976,263	7,363,494	154,612,769	19,442,888

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

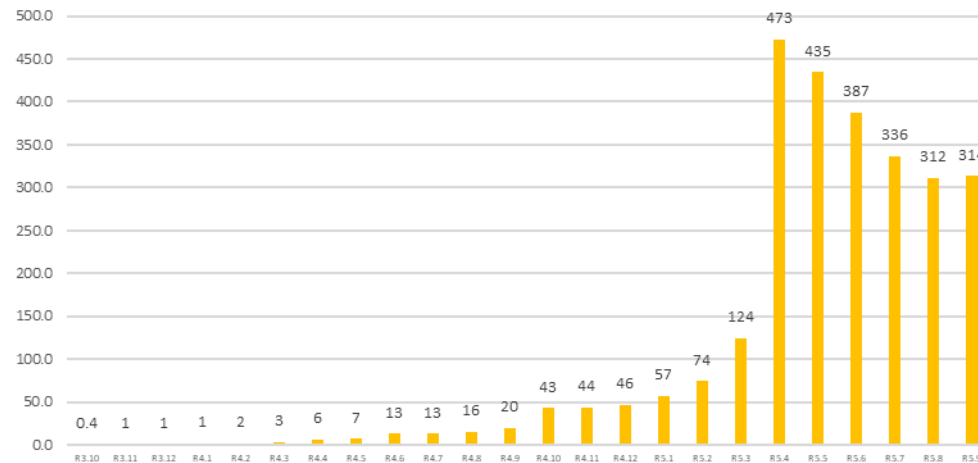
オンライン資格確認の利用状況②

■ 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数 ※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

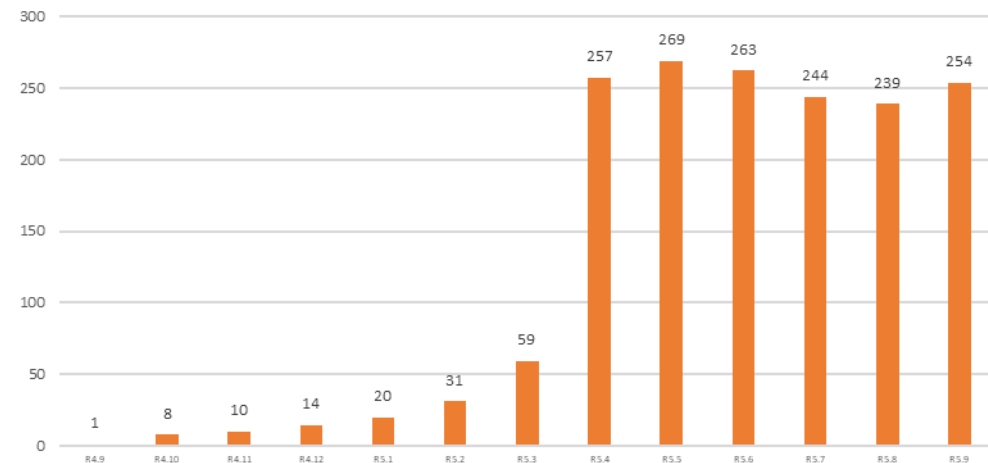
特定健診等情報閲覧の利用件数（万件）



薬剤情報閲覧の利用件数（万件）



診療情報閲覧の利用件数（万件）



【9月分の内訳】

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
病院	196,762	232,757	246,107
医科診療所	991,659	2,084,005	1,786,901
歯科診療所	169,927	272,235	49,412
薬局	452,877	547,114	456,172
総計	1,811,225	3,136,111	2,538,592

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施状況について

- より良い医療の提供のため、マイナ保険証の利用促進が重要であり、厚生労働省とデジタル庁が連携し、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施。

医療機関等を通じたアプローチ

- (1) マイナ保険証利用の好事例の厚生労働大臣視察とPR (厚労省)
 - ・ 慈恵医大病院 (8/31)、日本調剤 (9/6)、井上眼科 (10/19)
- (2) 厚生労働大臣等と関係団体の意見交換、団体の取組促進 (厚労省)
 - ・ ①日医・日歯・日薬・四病協 (9/8)、②薬剤師・薬局関係団体 (9/13)
- (3) 公的病院・公立病院に対するマイナ保険証利用促進の要請 (厚労省)
 - ・ 関係省庁を通じて、ポスター等での周知、好事例を参考とした事務の工夫を要請
- (4) 厚生労働大臣等出席の意見交換会の開催 (厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加) (厚労省)
 - ・ 医療関係団体と厚労省で連名のポスター等を作成、意見交換会で公表 (10/5)
- (5) 医療機関向けマイナ保険証活用セミナー (YouTube等動画配信) (厚労省)
 - ・ 医療機関等の好事例、システムトラブル時の対応ノウハウの配信 (10/10)

被保険者の皆様へのアプローチ

- (1) マイナ保険証・カードリーダーのデモ体験の実施、使い方動画・チラシの作成 (デジタル庁)
 - ・ 市町村役場、鉄道駅、イベント会場等でデモ体験会を開催(8月～随時)
 - ・ 使い方動画・チラシを作成し、HPやSNS(デジタル庁公式X、note)で情報発信。上記体験会でも活用。
- (2) 国共済・地共済等でのマイナ保険証利用促進の要請 (厚労省)
 - ・ 関係省庁を通じて、組合員等への積極的な広報を要請
- (3) 厚生労働大臣等出席の意見交換会の開催 (厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加) (厚労省) **【再掲】**
- (4) 保険者によるチラシ、メール等を活用した加入者へのマイナ保険証利用勧奨 (厚労省)
- (5) 政府広報を通じた周知 (厚労省)
 - ・ 政府広報としてインターネットバナー広告

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーン ポスター

- 厚生労働省と医療関係団体で連名のポスターを作成、各医療機関でマイナ保険証利用を周知。
- 健康保険組合連合会にてチラシを作成、加入者へのマイナ保険証利用を勧奨。

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！

Point! 薬剤情報等の提供に同意をすると、
データに基づく適切な医療が受けられる！
さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point! 限度額適用認定証がなくても、
**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認いただけます。
詳しくは **マイナンバーカード 保険証利用**

厚生労働省 日本医師会

受診の際は マイナンバーカードを

マイナ保険証を
使ってみませんか

マイナンバーカードの保険証利用で
いつでもどこでもより良い医療を継続的に

Point! 服薬情報等のデータに基づいた
安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます！

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認いただけます。
詳しくは **マイナンバーカード 保険証利用**

厚生労働省 日本歯科医師会

マイナ保険証 まず、1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを
健康保険証として使ってもらって
さまざまなメリットがあります！

Point! 薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意をすると、
データを活用したより良い医療が受けられる！
薬局には、**マイナ保険証・お薬手帳・処方箋**をセットでご持参ください！

Point! 限度額適用認定証がなくても、
**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認いただけます。
詳しくは **マイナンバーカード 保険証利用**

厚生労働省 日本薬剤師会 JACDS

マイナ保険証を 一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

- 安心** よりよい医療が受けられる！
 - 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づきより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
 - 薬の情報は医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクを減らします。
 - ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 便利** 各種手続きも便利・簡単！
 - マイナンバーカードで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
 - 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
 - 就職や転居後の保険証の切り替え・更新が不要。
 - ※新しい保険証による登録手続きが必要です。
 - 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

- マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得
 - 申請 (お住まいの市区町村)
 - 1 スマートフォンから オンライン申請
 - 2 受付取り (ハシガキが届く) (お取付先) (マイナンバーカード 届くまで)
 - 3 2へ
- マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み
 - マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 (お住まいの市区町村)
 - 医療機関で
 - ① 医療機関・薬局の 薬局の 薬局の 薬局の カードリーダーから申し込みます
 - ② スマートフォンから
 - STEP1 マイナポータルに接続する。
 - STEP2 (申し込み)をクリックする。
 - STEP3 利用場所を選択する。
 - STEP4 マイナンバーカードを読み取る。
 - セブン銀行ATMで
 - 必要なものはマイナンバーカードのみ！
 - マイナンバーカードで健康保険証 利用の申込み

健康保険組合連合会

健康保険組合連合会

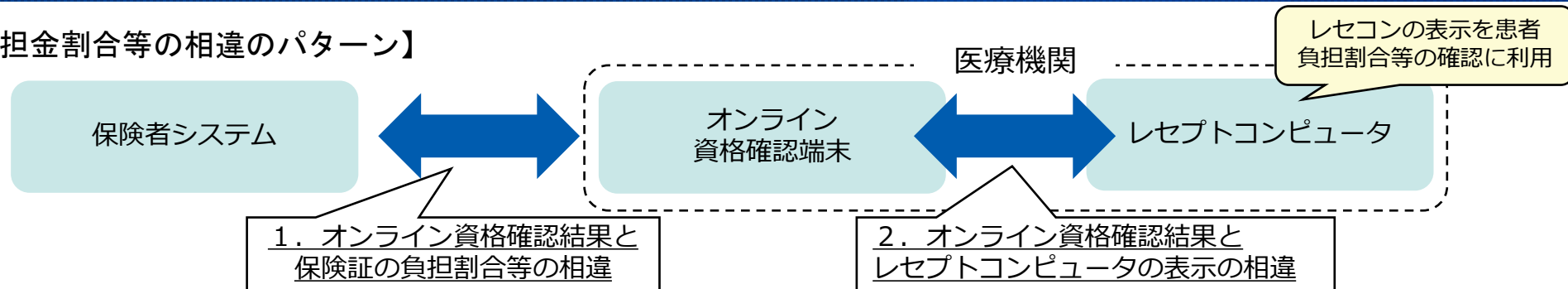
厚生労働省
+ 日本医師会

厚生労働省
+ 日本歯科医師会

厚生労働省
+ 日本薬剤師会
+ 日本保険薬局協会
+ 日本チェーンチェーン
ドラッグストア協会

本来の負担割合等と表示が異なる事案への対応について

【一部負担金割合等の相違のパターン】



1. オンライン資格確認結果と保険証の負担割合等の相違への対応

(1) 調査概要・分析

○負担割合等の相違が判明し中間サーバー等の負担割合等（※）を修正した事象について、全保険者で調査

合計5,695件

（※）一部負担金の負担割合及び限度額適用区分

※負担割合等の相違が判明した事案は、既に正しい割合等に訂正済

※レセプト審査では保険者が保有しているマスターデータで審査 → **最終的に被保険者は正しい負担割合等で負担**

①正しい事務処理手順が踏まれておらず、システムで防止する仕組みがなかった事象 4,017件該当

- ・新保険証の事前送付後、現行の保険証を再発行した場合に、マニュアルに即した取扱いを行わなかったため、負担割合等の相違が発生
- ・誤った負担割合等を入力した後に訂正した際、誤った負担割合等の情報を無効化しなかったため、システム上、当初入力した誤った負担割合等を表示
- ・負担割合等の変更等により新たな保険証を発行した際、誤った発効期日を設定したことにより、システム上、誤った負担割合等を表示 等

②事務処理手順に関わらず、システムの仕様の問題により発生する事象 1,678件該当

- ・月末に加入届の情報を入力し、所得が分かった翌月の月初に所得情報を入力したケースで、システム上、誤った負担割合等を表示 等

1. 今回の調査で原因が判明した事象への対応

- ・ ①事案 : 今回の調査で判明した事象について、同様の事象が発生しないよう事務処理マニュアルを改訂するなど、正しい事務処理手順を各保険者に徹底【速やかに実施】
- ・ ①②事案: 事務処理誤りやシステムの仕様による負担割合等の表示誤りを防ぐため保険者システムを改修【10月以降順次、原則として今年度中に実施】
調査で判明した事例のパターンについて各保険者で点検【11月末日途】

2. 負担割合等の相違の可能性がある場合における被保険者からの相談対応の構築【9月中】

- ・ 保険者が被保険者からの相談を受け、速やかに本来の負担割合等を確認し、被保険者や医療機関等に伝える仕組みを構築

3. 負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入【来年夏まで】

- ・ 保険者が保有する情報とオンライン資格確認で表示される情報を突合し、正しく表示されているか保険者がチェックする仕組みを導入

2. オンライン資格確認結果とレセプトコンピュータの表示の相違に係る対応

1. レセプトコンピュータ事業者への要請

- ・ オンライン資格確認等システムのデータと異なる負担割合等が表示される仕様を維持している場合、
①そうした仕様となっている旨を顧客である医療機関等に伝達し、資格確認端末等で負担割合等を確認する必要があることの周知
②当該仕様の改修
を行うよう、レセプトコンピュータ事業者に対して要請済み。

2. 医療機関等での仕様確認の参考のため、対象事業者の公表

- ・ レセプトコンピュータ事業者に対して、自社製品の負担割合等の表示の仕様についてアンケートを行い、アンケート結果も踏まえ、以下の対応を実施済み(9/29)。
①オンライン資格確認等システムからのデータと同期して表示している事業者名を医療機関等向けポータルサイトに公表
②レセプトコンピュータで独自に算定した負担割合等を表示している場合があるが、今後、時期を明示した上で改修を予定している事業者名についても公表
③上記について、改めて医療機関等に周知